

NSW 州の公立学校(キンディ~12年生)の全員通常登校再開(5月25日(月)から)

【ポイント】

- NSW 州の公立学校(キンディ~12年生)は5月25日(月)から全員通常登校を再開します。
- 生徒が体調不良の場合は登校させないでください。欠席が認められるのは、(1)治療中の病気により登校不可能との診断書がある場合、(2)現在体調不良の場合とされていますのでご注意ください。
- 校内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、安全な再開が可能と確認できるまで一時的に休校となります。

【本文】

5月19日(火)にNSW 州政府は、5月25日(月)からNSW 州の公立学校(キンディから12年生まで)での全員通常登校(週5日の対面授業)を再開すると発表しました。

これは、5月11日(月)に再開された輪番制登校での衛生管理の成果や教育の重要性を踏まえた州政府の決定です。登校再開にあたっては以下の点にご注意ください。

1 学校内で生徒が守るべきこと

生徒同士は校内で物理的距離(1.5メートル)を確保する必要はありませんが、以下の衛生管理を守る必要があります。

- (1)定期的に手洗いをを行う。
- (2)飲食物を他人と共有しない。
- (3)咳や鼻水は肘の内側に行くかティッシュですぐに拭き取る。
- (4)教師や学校職員と物理的距離(1.5メートル)を確保する。

2 欠席が認められる場合

(1)生徒の欠席が認められるのは以下の2つの場合とされています。

ア 現在治療中の病気により登校することが不可能であると記載された診断書を有している。

イ 現在、体調不良である(currently unwell)。

(2)校内で生徒が体調不良になった場合は、親もしくは緊急連絡先に指定されている人物がすぐに生徒を引き取りに行く必要があります。また、上記2つの理由以外で生徒が3日以上登校しない場合は無許可欠席とみなされ、所属学校により確認(follow up)が行われますのでご注意ください。

3 学校で生徒が「できない」活動

- (1) 学校全体行事や遠足・キャンプ
- (2) 職業経験
- (3) 他校との交流(ディベート, スポーツを含む)
- (4) 親やボランティアが参加する校内活動
- (5) 水治療法用プールの使用

4 学校内の対応

- (1) 各学校は通常よりも厳重な清掃が行われ, 衛生管理に必要な石けんや手指消毒剤等も十分な量が州政府から提供されます。
- (2) 校内運動場は必要不可欠な場合以外は訪問者が入場することはできません。
- (3) 体育の授業は継続しますが, 社会的距離を確保できるような屋外や大規模体育館等で行う必要があります。
- (4) 時間外保育(out of school hours care)については継続して運営されます。

5 新型コロナウイルス感染者が校内にいたことが判明した場合

新型コロナウイルス感染者が校内にいたことが判明した場合は, 学校は一時的に閉鎖され特殊清掃が実施されます。更に学校施設チームが現場に派遣され, 特殊清掃の終了を確認・認証します。

6 生徒やその家族が新型コロナウイルスに感染したと判明した場合

自分の子供や家族が新型コロナウイルスに感染したと判明した場合は, 子供の学校にすぐに連絡してください。また, 新型コロナウイルス感染者が他人に感染可能な期間中に登校していた場合は, 学校は州政府から通報を受けます。学校が校内や関係者にその情報を共有するかは, 濃厚接触者の有無によって個別に判断されます。

7 通学に際しての公共交通機関利用

生徒は公共交通機関利用に際して, 他の一般乗客よりも優先されます。公共交通機関の受け入れ能力が足りないという理由で通学できないことはありません。

8 カトリック系・独立系の学校

NSW州教育相は5月19日(火)の記者会見で, 州内のカトリック系・独立系の学校の多くは来週(5月25日の週)から, その他の学校も6月初頭には全員通常登校を再開する見込みであると述べています。

○NSW 州政府ホームページ

(通常登校再開に関するメディアリリース)

<https://www.nsw.gov.au/news/nsw-students-return-to-classroom-full-time>

(通常登校再開に関するガイドライン)

<https://education.nsw.gov.au/covid-19/advice-for-families>

(新型コロナウイルス検査を受ける方法)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/how-to-protect-yourself-and-others/clinics>

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報, 感染・予防対策, 雇用・経済対策, 連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メール配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>